

(8) 南風原町立翔南小学校 学校いじめ防止基本方針（行動計画）

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向

社会問題であるいじめに対し本校が主体的に対峙し、いじめを許さないという毅然とした思いとその姿勢を、いじめ基本方針の基本的な方向として示す。

1 基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策基本法第2条)

上記の考えのもと、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめに全く無関係ですむ児童はいない。」との基本認識に立ち、全校児童が「いじめは絶対にゆるされない」「いじめは卑怯な行為である」との自覚を高め、いじめのない明るく楽しい学校生活を実現することができるよう「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 学校の現状と課題

本校児童は概ね学校生活に満足しているというアンケート結果となっているが、生徒指導の現状としてはお菓子等の不要物の持ち込みや SNS でのトラブルが学校上で問題として発展することなどが起こっている。一方で、友達同士は仲が良く、困っている児童に対しても思いやりの言葉や態度で接する児童が多い。

いじめは、人間として絶対許されることではないと、学校教育のあらゆる場面で指導し、見過ごさない雰囲気づくりに努め、学校全体で児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進している。

いじめの現状については、毎月アンケートを取り、各クラスの様子やいじめにつながることはないか把握し、必要に応じて個別面談をし、さらに詳しく状況把握に努め、早期対応している。

アンケートによると全体の5%が「他の人がいやなことをされているのを見たことがある」と答えている。このことは本校でもいじめに発展するおそれがあることを認識し、対応していく必要がある。

